

保護者各位

令和2年5月22日

きよせ保育園

園長 中村清志

緊急事態宣言が解除された場合の対応について

本日、清瀬市より「国の緊急事態宣言が解除された場合の市内保育施設の対応について」の文書が発出されました。

現在、市内保育施設は臨時休園となっておりますが、5月31日より前に緊急事態宣言が解除された場合、その翌日から臨時休園も解除となります。ただし、その場合でも5月31日まで登園自粛要請期間は継続となりますので、引き続き可能な限りの家庭保育にご協力をいただけますようお願いいたします。

※別紙、清瀬市発出文書もご確認ください。

保護者各位

清瀬市長 渋谷 金太郎

国の緊急事態宣言が解除された場合の清瀬市内保育施設の対応について

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多大なるご協力をいただいておりますことに、あらためてお礼を申し上げます。

これまで、清瀬市においては国の緊急事態宣言に基づき、本市の認可保育施設を令和2年5月31日まで臨時休園としております。現在、国で5月31日より前に緊急事態宣言の解除が検討されておりますが、国が緊急事態宣言を5月31日より前に解除した場合、その翌日から清瀬市も臨時休園を解除いたします。

ただし、その場合でも新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、登園自粛要請は令和2年5月31日(日)まで継続しますので、保護者の皆様には、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。なお、保育料については、従前の通知のとおり5月末まで返還対象とします。

今後も状況等に変更がありましたら、随時お知らせしてまいります。

【問合せ先】

清瀬市子ども家庭部子育て支援課

Tel 042-497-2086(直通)